

令和8年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしました。

学校名	対象	期間
狛江第一中学校	第3学年1学級	令和8年9月16日～18日
和泉小学校	第1学年1学級	令和8年9月15日～17日
狛江第一小学校	第5学年1学級	令和8年9月10日～11日

理由は、いずれも「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。